

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 121 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	令和元年 12 月 19 日（木）午後 3 時 20 分から午後 4 時 30 分まで
開 催 場 所	加古川市勤労会館 101 会議室
出 席 者	<委員> 大塚 毅彦、羽田 由可、谷本 留美、安枝 英俊、高見 忠良 <幹事> 都市計画部次長、都市計画部参事、建築指導課長 <付議案件担当> 都市計画課職員 <事務局> 開発指導課職員
会 議 次 第	1. 開 会 ・出席状況の報告 ・会長あいさつ ・議事録署名委員の指名 2. 議 案 (1)法定調査審議事項 都市計画法第 43 条（建築許可）に係る報告 （全 13 件） (2)都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 市街化調整区域で直系尊属以外からの地位の承継(基準 1 の崩れ) (3)都市計画法第 34 条および同法施行令第 36 条に基づく開発審査会付議基準に係る審査 試行基準 2（区域区分日前の住宅でやむを得ない事由により事前に取り壊された住宅の新築）の運用改正) (4)加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定変更」について（下村地区・上西条地区報告） (3)その他 ・次回開発審査会の開催予定
審 議 内 容	(1)令和元年 5 月～11 月許可分について報告がなされた。 (2) 市街化調整区域で直系尊属以外からの地位の承継について、許可後報告の形で進めることで了承された。 (3) 試行基準 2（区域区分日前の住宅でやむを得ない事由により事前に取り

	壊された住宅の新築) の運用改正について、提案どおり了承された。 (4) 下村地区・上西条地区における加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定変更」について報告がなされた。
--	---